

## 2次募集

### 長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金 募集要項

応募受付期間 令和3年7月19日(月)  
~ 8月31日(火) 17時必着

応募書類の提出先 長崎県産業労働部  
企業振興課 産地振興班  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
TEL 095(895)2637 / FAX 095(895)2544

応募書類の提出方法 郵送又は持参

募集要項は、下記QRコードのページからダウンロードできますのでご利用  
ください。



長崎県 HP 分類で探す しごと・産業 産業支援・企業誘致  
食品産業・地域産品の支援 長崎県の伝統的工芸品

長崎県産業労働部 企業振興課

## 1. 事業の目的

長崎県指定伝統的工芸品の維持・存続を図るため、長崎県が指定した伝統的工芸品製造事業者の販路拡大等に向けた取組を支援します。

## 2. 申請対象者

申請対象者は、次に掲げる長崎県指定伝統的工芸品で、長崎県が指定した伝統的工芸品製造事業者です。

五島さんご	古賀人形
長崎手打刃物	佐世保独楽
若田石硯	長崎凧とビードロよま
対馬満山釣針	五島ばらもん
阿翁石	壱岐鬼凧（壱州鬼凧）

## 3. 補助対象経費

事業区分	対象経費	
(1)販路開拓	販路開拓に向け、首都圏、大都市等で開催される展示会、商談会、物産展等に出展し、商品のPR、商談、テスト販売等を実施するために要する経費	展示会、商談会、物産展等に出展する交通費、宿泊料、小間料、ブース装飾費、搬送料等の出展に要する経費 広告宣伝、パンフレット作成経費 事業実施に係る助言を受けるための専門家への謝金・交通費・宿泊料 その他、事業実施に必要と認められる経費
(2)商品開発改良	消費者ニーズに対応した商品開発改良のために要する経費	商品開発改良に直接使用する原材料・資材・消耗品等の購入費 商品開発改良に直接使用する機械装置・工具器具（付帯費用を含む）の購入費 商品開発改良に関する委託加工、分析・検査等に要する経費 商品開発改良の遂行に必要な交通費・宿泊料 商品開発改良に係る助言を受けるための専門家への謝金・交通費・宿泊料 その他、事業実施に必要と認められる経費
(3)需要開拓	需要開拓に向け、全国又は海外の販路を開拓するためにECサイト等を活用したネット販売、ウェブサイト開設等に要する経費	ネット販売システム構築、インターネット掲載に係る手数料 パッケージのデザイン製作等に係る手数料 事業実施に係る助言を受けるための専門家への謝金・交通費・宿泊料 その他、事業実施に必要と認められる経費
(4)国際的な商談会等への出展	海外向け販路開拓を視野に入れた商談会等の開催や出展に要する経費	国際的な展示会、商談会、物産展等に出展する交通費、宿泊料、小間料、ブース装飾費、搬送料等の出展に要する経費 海外向け情報発信のための広告宣伝、パンフレット作成経費 事業実施に係る助言を受けるための専門家への謝金・交通費・宿泊料 その他、事業実施に必要と認められる経費

#### 4. 補助対象事業等

補助対象事業：長崎県が指定した伝統的工芸品製造事業者が行う販路拡大等に向けた事業です。

補助率：2分の1以内（千円未満切り捨て）

補助限度額：20万円

事業期間：令和4年2月21日（月）まで

実績報告：事業が完了した日から30日以内に報告が必要

#### 5. 申請手続

##### (1) 申請書類提出先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
長崎県産業労働部 企業振興課 産地振興班

##### (2) 受付期間

令和3年7月19日（月）から 8月31日（火）17時まで = 必着 =  
< 持参の場合は土日祝日を除く >

##### (3) 提出書類

長崎県伝統的工芸品支援事業費補助金交付申請書（様式第1号）  
事業計画書（様式第2号）  
県税に未納がないことを証明する納税証明書  
誓約書（様式第3号）  
以上のほか、必要に応じて追加資料等の提出をお願いすることがあります。

##### (4) 提出部数 2部（1部写し可）

書類は原則としてA4サイズで統一し、左上1箇所クリップ止めしてください。（ホッチキス止めは不可）  
ご提出いただいた書類は、原則返却いたしません。

#### 6. 採択

##### (1) 審査項目

事業計画の実現可能性

評価内容	資金計画に問題がないか 今後2年間で事業者の売上増加が可能か
------	-----------------------------------

需要開拓

評価内容	販路拡大等の計画に具体性があるか 新型コロナウイルスによる影響を見据えた取組となっているか 取組により長崎県指定伝統的工芸品のアピールにつながるか
------	---

その他審査会において必要と認めた事項

( 2 ) 採択方法

審査会で書類審査を実施し、採択を決定します。  
採択の決定は、県から申請者あてに通知いたします。

7 . その他

( 1 ) 事業成果等の確認

採択後 2 年間の事業成果等を所定の様式でご報告いただきます。  
令和 5 年度まで報告が必要ですので、あらかじめご承知おきください。

( 2 ) 県補助事業の経理

県補助金に係る収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、  
かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県の会計年度の終了後 5 年  
間保存しなければなりません。

令和 8 年度末まで保存しなければなりません。

**【お問い合わせ先】**

長崎県産業労働部 企業振興課 産地振興班 ( 担当 : 横尾 )

〒 8 5 0 - 8 5 7 0 長崎市尾上町 3 - 1

TEL 0 9 5 ( 8 9 5 ) 2 6 3 7 FAX 0 9 5 ( 8 9 5 ) 2 5 4 4

電子メール : s05163@pref.nagasaki.lg.jp